

# 海保、有事に自衛隊支援

## 来月から訓練「統制要領」決定

政府は二十八日、防衛相が有事の際、自衛隊法に基づき海上保安庁を指揮下に置く手順を定めた「統制要領」を決定した。海保は住民避難や海上での捜索・救命などを担い、自衛隊を後方支援する。警察機関としての性格は変えない。五月に机上、六月には実動で、武力攻撃事態を想定した海上自衛隊と海保の共同訓練を初めて実施し、実効性を

検証し連携を確認する。統制要領は閣議や国会に諮らず、自衛隊と海保による内部の申し合わせとして決定した。役割分担など明らかにできない部分があるとして正式な文書は公表せず、概要の発表にとどまった。

統制は、他国から武力攻撃を受けるか、明白な危険が切迫している武力攻撃事態で、自衛隊に防衛出動が

発令されている際に実施。自衛隊と海保の通常の協力では対処が困難など、特別の必要がある場合に限る。閣議決定を経て防衛相が海保の長官を指揮する。

自衛隊は防衛任務に集中し、海保は住民避難や捜索

- ・人命救助の他、船舶への情報提供や港湾施設のテロ警戒、周辺国からの避難民に対応する。戦闘が行われている区域での活動は、相手が軍事行動とみなして攻撃していく可能性があるため、想定していないとした。

今回定めた要領は武力攻撃を受けた時に考慮すればよいとした時に考えればよいと

政府は今後、策定を検討する。有事の海保統制は自衛隊法が制定された一九五四年以来、具体的な仕組みがなかった。担当者は「必要になつた時に考えればよい」という状況だったが、そういう発想を許す安全保障環境ではなくつた」と強調した。